⑯　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け北海道開発局長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局函館開発建設部契約課（〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　電話0138―42―7526）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑰　受注者の責めにより、提出された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⑱　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⑲　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuo Kikuchi, Director of Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Oshima Bridge, Hakodate-Esashi Expressway, Hokuto City, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 27 September 2016

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 00 p.m. 21 November 2016 (tenders brought with 13 : 00 p.m. 21 November 2016 or submitted by mail 13 : 00 p.m. 21 November 2016)

⑹　Contact point for tender documentation : Yukitomo Watanabe, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Hakodate Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―27, Okawa-Cho, Hakodate, Hokkaido 040―8501, Japan TEL 0138―42―7526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局函館開発建設部が発注する函館江差自動車道北斗市渡島大橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年９月２日

北海道開発局長　今　日出人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　函館江差自動車道北斗市渡島大橋上部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道北斗市

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝400m、橋梁延長：Ｌ＝296m、橋梁形式：３径間連続ＰＣラーメン箱桁橋、上部工：Ｎ＝１式

４　工事区分　ＰＳコンクリート

５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成28年９月２日から平成28年９月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年９月28日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

６　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「ＰＳコンクリート」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成13年度以降に、次の㋐から㋓の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成13年度以降に次の㋐、㋑及び㋓の要件を満たすＰＣ上部工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重もしくはＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。ただしＰＣ橋の張り出し架設は、施工実績として良い。

㋒　最大支間長が95m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐から㋓は同一の工事であること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、函館開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記イの同種実績として妥当と判断された場合は、参加を認める。

エ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成13年度以降に、上記イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。